

ウェルシティ市民プラザ駐車場管理運営業務委託 プロポーザル実施要領

ウェルシティ市民プラザ駐車場（神奈川県横須賀市西逸見町1丁目38番地11）における駐車場管理運営業務の受託者の選定を行います。

この実施要領は、駐車場管理運営業務の契約候補者をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めたものです。

1. 委託業務概要

(1) 件名 ウェルシティ市民プラザ駐車場管理運営業務委託

(2) 業務内容 別添仕様書のとおり

(3) 契約期間及び履行期間

令和8年2月16日から令和15年2月28日まで（長期継続契約）

(4) 契約方法 総価契約

(5) 委託料（提案上限額）

2次選考での提案に際しての見積額の上限（本業務の履行に係る全ての経費を含む）は、以下のとおりです。（以下の金額を超えた提案を行うことはできません。）

42,232,101円（令和8年2月16日から令和15年2月28日まで）

2. 事務局

本プロポーザルに係る事務手続きは、次の担当課が行います。

横須賀市民生局健康部健康総務課 施設担当

住 所：〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目38番地11 ウェルシティ市民プラザ3階

電 話：046-824-7561（直通） F A X：046-822-4302

メールアドレス：hga-hd@city.yokosuka.kanagawa.jp 担 当：中川、大滝

3. 参加資格要件

プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者としします。

(1) 横須賀市の競争入札参加資格を有していること。または、以下ア～ウを全て満たす者。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

イ 納付すべき市税等を滞納していないこと。

ウ 横須賀市暴力団排除条例第2条第2号、第4号または第5号に該当していないこと。

(2) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 令和2年4月1日以降に官公庁（指定管理施設含む）における駐車場管理委託（チケットレス式・カメラ式に限る）の実績を有すること。

(4) プライバシーマークを取得していること。

4. スケジュール

1	公募開始（実施要領等提示）	令和7年10月24日（金）15:00
2	質問受付期間	令和7年10月27日（月）～令和7年11月10日（月）17:00
	質問回答期限	令和7年11月11日（火）
	質問・回答内容の公表	令和7年11月12日（水）
3	参加申込書の受付期間	令和7年11月7日（金）～令和7年11月14日（金）12:00
	参加資格要件審査結果通知	令和7年11月17日（月）
4	企画提案書の受付期間	令和7年11月18日（火）～令和7年12月8日（月）17:00
5	プレゼンテーションの実施 （1次選考）	令和7年12月9日（火）、令和7年12月10日（水）を候補日とする。
6	1次選考の決定通知	令和7年12月11日（木）
7	見積書の受付期間（持参）	令和7年12月12日（金）～12月18日（木）14:00
8	見積り合わせ（2次選考）	令和7年12月18日（木）14:00
9	2次選考の決定通知	令和7年12月19日（金）
10	管理運営業務開始	令和8年3月1日（日） ※受託者は、管理運営事業にかかる整備工事を2月16日（月）以降に開始し、整備期間中は駐車場を閉鎖することなく、全部または一部を無料開放とし、利用者の用に供すること。 なお、市と受託者双方が合意した場合は、管理運営業務の開始日を早めることができるものとする。

5. 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

本プロポーザルに関する質問については、質問書（様式1）を電子メールに添付し、事務局あてに送信した上で、着信確認の電話連絡をしてください。

（2）受付期間

令和7年10月27日（月）～令和7年11月10日（月）17:00（土日、祝日は除く）

（3）質問への回答方法及び回答日時

質問書（様式1）に記載されたメールアドレスあてに電子メールで回答します。

また、全ての質問を取りまとめ、ホームページに、「質問・回答内容」として公表します。

なお、事業者が特定できるような内容については、非公開とする場合もあります。

質問回答期限 : 令和7年11月11日（火）

質問・回答内容の公表 : 令和7年11月12日（水）

（4）その他

ア 指定の様式によらない質問書や受付期限を過ぎた質問書は受け付けません。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合には、質問者に対して事務局から電話で確認を行うことがあります。

6. 参加申込

(1) 参加申込書等の提出

参加資格要件を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下書類を提出してください。

ア 参加申込書（様式2）

イ 駐車場管理実績報告書（様式3）

令和2年4月1日以降に官公庁（指定管理施設を含む）における駐車場管理委託（チケットレス式・カメラ式に限る）の契約を元請けとして締結した受託実績について最大3件まで記載すること。

ウ 駐車場管理実績報告書（様式3）に記載の受託実績について、元請けとして契約を締結したことを示す書類の写し

エ プライバシーマークの取得を証する資料

オ 横須賀市の競争入札参加資格を有していない者は、以下の（ア）～（ウ）を提出すること。

（ア）法人の登記事項証明書

（イ）市税等に関して未納のないことについての証明書（市区町村発行のもの）

（ウ）暴力団排除に関する宣誓書兼同意書（宣誓書兼同意書の内容に虚偽が判明した場合、その時点で参加資格を失うものとする。）

（2）受付期間 令和7年11月7日（金）～令和7年11月14日（金）12:00（土日、祝日は除く）

（3）提出部数 各1部

（4）提出場所 事務局と同じ

（5）提出方法

上記（1）の提出書類を揃え、持参または郵送により提出してください。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、受付期間内必着とします。

なお、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

7. 参加資格要件審査及び結果通知

参加申込書を提出した者には、提案者に求められる参加資格要件のすべてを満たしているか否かを審査し、参加申込書（様式2）に記載したメールアドレスあてに審査結果等を電子メールで回答します。

審査通過後にも提出書類の内容に虚偽が判明した場合、その時点で参加資格を失うものとします。

参加資格要件審査結果通知：令和7年11月17日（月）

8. 参加辞退

本プロポーザルの参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参または郵送の方法により、参加辞退届（様式4）を事務局に提出してください。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出資料・提出部数

提出書類	留意事項	提出部数
①. 企画提案書 (任意様式)	企画提案書(正本・副本)には、1次選考に係る評価基準及び評価点表(別表)を十分理解したうえで、各項目に対して具体的な提案をすること。	正本1部・副本4部 ※
②. レイアウト図 (任意様式)	- レイアウト図は、大きさをA3版以上(折り込むようにすること。)とすること。 - 駐車場機器の設置場所を記載すること。	正本1部・副本4部 ※
③. 会社の事業概要 (任意様式)	概要・経歴、役員名簿、過去2か年度分の事業報告書が分かるもの。	1部

※ 副本については、事業者の名称その他事業者名が特定される情報を記載しないこと。

(2) 提出方法

持参または郵送により提出してください。ただし、郵送の場合においては、本市への送達証明できる書留等によるものとし、受付期間内必着とします。

(3) 受付期間

令和7年11月18日(火)～令和7年12月8日(月)17:00(土日、祝日は除く)

(4) 提出場所 事務局と同じ

(5) 複数提案の制限

1事業者が本業務に対して複数の提案をすることは認めません。

(6) 留意事項

受付期間内に提出がない場合は、辞退したものとみなします。

10. プレゼンテーション・ヒアリングの実施(1次選考)

提出された企画提案書に対する説明及び質疑応答を求めのためにプレゼンテーションを実施します。

(1) 実施日時

令和7年12月9日(火)、12月10日(水)を候補日とします。

(詳細な日時については、各事業者へ事前に通知します。)

(2) 実施場所

神奈川県横須賀市西逸見町1丁目38番地11 ウェルシティ市民プラザ内会議室等

(3) 時間配分

各事業者概ね50分(準備5分、プレゼンテーション30分、質疑応答10分、片付け5分を予定)

(4) 出席者

1事業者につき、4名以内とします。

(5) プレゼンテーションの実施方法

ア プレゼンテーションは、非公開で行います。

イ 事業者の名称その他事業者名が特定される内容はプレゼンテーションしないこととします。

- ウ 提案者は、評価者に対して本市の指定した時刻から順次個別に提出した企画提案書の内容について解説します。なお、企画提案項目の全てについて解説する必要はないため、実施時間を考慮して行ってください。
- エ 評価者は、提案者の提案について質疑を行います。なお、評価者以外の者は、提案者に対し質疑は行わないこととします。
- オ 提案者は、評価者からの質疑に対し、回答を行います。

(6) 留意事項

- ア 災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時間に遅れた場合は、失格とします。
- イ ディスプレイと電源は本市が用意しますが、その他の機器については、提案者が用意してください。また、実施場所はインターネット回線が利用できる環境ではないため、留意してください。
- ウ 当日のプレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションしないものとします。

11. 評価者における採点及び選定対象事業者の決定

(1) 評価項目及び採点

評価者は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価項目ごとに評価し、別表「評価基準及び評価点表」に基づき採点します。

※評価者が、評価者以外の者（業務の実務担当者）に対して意見を聞くことを可とします。

そのため、選考委員以外の者が、プレゼンテーション・ヒアリングに同席することがあります。

(2) 合計得点の算出方法

- ア 各評価者の各評価項目の得点を算出します。
- イ 評価者の全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出します。
- ウ 上記イによる全評価者の得点を合計して合計得点を算出します。

(3) 選定対象事業者の決定

最も高い合計得点の事業者及びその最高得点に比して90%以上（端数のあった場合は、小数点第1位を四捨五入）の得点の者を2次選考参加者（1次選考合格者）として決定します。

(4) 結果通知

各提案者には、参加申込書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで評価結果を通知します。

（令和7年12月11日（木）予定）

- ・1次選考合格者：自身の評価点、選考通過基準点、通過の旨の通知及び見積書の提出依頼
- ・その他の参加者：自身の評価点、選考通過基準点、選定外となった旨の通知

1 2. 見積書の提出

2次選考参加者（1次選考合格者）には、見積書を提出していただきます。

（1）提出方法

見積書に押印する代表者印により封かん（封筒には必ず会社名、件名を記載）し、事務局まで持参してください。（郵送は不可）

（2）受付期間

令和7年12月12日（金）～令和7年12月18日（木）14:00（土日、祝日を除く）

（3）受付期間内に提出がないときは辞退とみなします。

（4）見積書の再提出及び加除修正は認めません。

1 3. 見積り合わせ（2次選考）

（1）日時：令和7年12月18日（木）14:00

場所：神奈川県横須賀市西逸見町1丁目38番地11 ウェルシティ市民プラザ内

（2）立ち会い

2次選考参加者の見積り合わせの立ち会いは自由とします。立ち会いを希望される場合は、事前に事務局へ立ち会いを希望する旨を申し出てください。当日は開始時間5分前までにウェルシティ市民プラザ内（詳細な場所は後日指定）へお越しください。

（3）2次選考（契約候補者）の選定方法

最も低い見積金額を提示した参加者を本業務の契約候補者として決定します。

なお、見積金額が最も低い金額の者が2者以上あるときは1次選考結果の得点が高い者を契約候補事業者とし、これも同点であった場合にはくじ引きにより決定します。

1 4. 2次選考の決定通知

2次選考の結果については、参加申込書に記載したメールアドレスあて、令和7年12月19日（金）までに電子メールで通知します。

1 5. プロポーザル結果の公表

令和7年12月22日（月）以降に、本プロポーザルの結果を市ホームページで公表します。

（市政情報→入札・契約・検査→入札の広場（契約課）→コンペ・プロポーザル等の案件情報）

なお、公表内容には、以下の項目が含まれます。

（1）1次選考参加者の名称と評価点

- ・1次選考通過者名（商号または名称）と評価点を記載例のとおり表記します。

（記載例）事業者A X点、事業者B Y点

- ・1次選考参加者には個別にメールにて自身の評価点、選考通過基準点を通知します。

（2）2次選考参加者の名称と見積金額

全参加者について、参加者名（商号または名称）と見積金額を公表します。

16. 契約締結

契約候補事業者が決定した後、本件業務委託契約を締結します。契約手続きについては、別途通知します。
なお、次の事項に留意してください。

- (1) 見積り合わせ後、契約締結前に参加資格を失った者とは契約締結をしません。
- (2) 本要領に記載のない事項については、横須賀市の契約規則及び契約履行規則並びに契約事務取扱規程に準じてください。
- (3) 受託者は、委託業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせることはできません。ただし、一部でかつ主要な部分を除き、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではありません。

17. その他

- (1) 本プロポーザルに参加するために要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出書類の加除及び変更は認めません。
- (4) 提出された書類及び電子データは、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (5) 提案募集に参加する者は、受託事業者決定後において、この実施要領等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (6) 提出書類は本業務以外の目的で使用することはありません。
- (7) 提出書類は、原則として公表しません。ただし、本市の「情報公開条例」に基づく請求があった場合には、この限りではありません。